

令和5年〇月〇日

自由民主党

組織運動本部 厚生関係団体委員長 大串正樹様

政務調査会 厚生労働部会長 古賀篤様

全国老人保健施設連盟
委員長 福嶋啓祐

令和6年度予算・税制等に関する要望書

日頃より介護現場に対し様々な支援策を実施していただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

現在、介護の現場は、光熱水費や食材料費の高騰の影響から、過去にないほどの厳しい経営環境にあり、事業の運営に支障を来す事態が生じています。公定価格である介護報酬で運営される介護事業は、コスト増を価格に転嫁することが難しく、事業所の自助努力にも限界があります。

令和4年度介護事業経営概況調査結果によれば、介護老人保健施設の令和3年度の税引前収支差率は1.9%で、5年前の平成29年度(3.9%)の半分まで減少しており、職員の賃上げはおろか、事業の継続も困難な状況です。

つきましては、介護老人保健施設における一般企業と同程度以上の賃上げと、経営の維持・安定が可能となるよう、以下のとおり要望いたします。

I. 令和6年度予算に関する要望

1. 介護報酬の大幅なプラス改定

独立行政法人福祉医療機構のデータによれば、介護老人保健施設の令和3年度の赤字施設の割合は33.8%で、物価高騰の激しい現在はさらに増えていることが確実です。さらに機能強化型の施設の方が基本型の施設より赤字施設の増加割合が大きくなっています。

要介護高齢者に良質な医療・リハビリテーション・介護サービスを提供して在宅復帰させ、さらに在宅生活を支援するという介護老人保健施設は、他の国には無い、日本オリジナルの施設類型です。介護老人保健施設が機能強化と、経営の維持・継続が可能となるよう、物価高騰の影響も踏まえた基本報酬の大幅な引き上げを要望いたします。

2. 介護人材待遇改善へのさらなる支援

介護分野における慢性的な人材不足は危機的状況にあります。一般企業においては30年ぶりの高水準の賃上げが報じられる中、介護分野では十分な賃上げが出来ないことから、異業種への離職者数も増加しています。

そこで、介護人材の待遇改善に対するさらなる支援強化を要望いたします。

3. 介護老人保健施設におけるICT・DX推進のための支援

地域包括ケアシステムの構築を目指す中、ICTの活用による医療・介護・地域の情報連携ネットワークの普及は、ますます重要性が増しています。

また、職員の負担軽減と業務効率化のためにロボット導入やペーパレス化は必須です。

しかし、介護施設では収支状況が厳しいことから、これらのシステムの導入が進んでおりません。そこで、介護老人保健施設におけるICT・DXに対する医療介護総合確保基金の補助率アップ等の支援策を要望いたします。

4. 介護老人保健施設における非日常的な医療行為等に対する給付

介護老人保健施設の介護報酬では医療費が包括となっており、新型コロナウイルス感染症が発生し医療機関へ転院するまでの間の医療行為や急変時の非日常的医療、難病、更には最近増加してきた高額な薬剤費への対応は経営を圧迫しております。そこで、これらの医療行為等については、コストを別枠で給付することを要望します。

5. 介護老人保健施設の防災対策等のための財源確保

介護老人保健施設が提供するサービスと地域における防災拠点としての公益性・公共性に鑑み、施設の耐震化や発電・蓄電設備等の整備を推進するための財源の確保を要望いたします。

以上

II. 令和6年度税制改正に関する要望

消費税

1. 介護保険サービスの提供にかかる消費税について抜本的に解決すること

平成元年4月1日施行の消費税法においては、社会政策的配慮から、介護保険サービスの提供及び社会保険医療の給付等は原則非課税取扱とされました。そのため、各事業者が支払った消費税については、仕入税額控除が認められず、事業者が消費税の負担者になるという、多段階課税方式をとる消費税法に沿わない取扱いがされてきました。介護保険サービスの提供や社会保険医療の給付等は、その価格が公定とされており、消費者に消費税相当額の転嫁をすることが出来ず、発生した控除対象外消費税等が事業者のコストとなり、これが経営上大きな問題となっています。当協会による介護老人保健施設における消費税負担額調査でも、控除対象外消費税等の負担が経営に大きな圧迫をもたらすとの結果が認められました。

そこで、介護保険サービスの提供に係る消費税の取扱いについて、介護老人保健施設の適正な経営が維持されるよう原則課税とするなど抜本的解決を強く要望いたします。なお、その場合、利用者本人の負担が増加しないような措置も合せて要望いたします。

法人税

2. 介護老人保健施設用建物等の耐用年数の短縮をすること

平成10年度税制改正で、平成10年4月1日以後に取得する建物について、定率法による償却方法が認められなくなり定額法による償却方法のみとされました。更に平成28年度税制改正で、建物附属設備及び構築物の償却方法も定額法のみとされたことから、設備投資の初期段階での減価償却費が従前に比べ小さくなり、設備投資の回収速度が低下しています。そのため、介護老人保健施設を建設する際の借入金の返済能力が低下して、経営を圧迫する要因となっています。そこで、介護老人保健施設の用に供される建物等(鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造)の耐用年数を39年から31年に短縮することを要望いたします。

また、上記1.で掲げた介護保険サービスの提供にかかる控除対象外消費税問題に関連して、控除対象外消費税の補填を公定価格の見直しにより行う場合には、それをより精緻化する観点から、介護老人保健施設用建物等(鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造)の耐用年数を39年から31年に短縮して計算された減価償却費相当額に、建物等に係る大規模修繕等の修繕費相当額を加算して算定することを要望いたします。

3. 地域包括ケアシステム実現に資する建物等の投資減税がされること

平成 31 年度税制改正において、「地域医療構想に向けた再編等の推進」の観点で、「構想適合病院用建物等」について 2 年間の時限措置として 8% の特別償却が認められ、その後令和 7 年 3 月 31 日まで延長されています。介護老人保健施設においても、地域包括ケアシステム実現の立場から、建物等を新築・改築、増築、転換することが見込まれます。そこで、介護老人保健施設用建物等についても、病院用建物等と同等の特別償却制度が創設されることを要望いたします。

4. 新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症対策関連の下記取引につき税制措置がされること

- ①介護老人保健施設が受け取る補助金等につき法人税非課税とすること
- ②介護老人保健施設になされた寄附につき、寄附者の所得控除、損金算入枠の拡大、介護老人保健施設の受贈益を法人税非課税とすること
- ③介護老人保健施設が行う設備投資につき、税額控除、即時償却又は特別償却を可能とすることとし、固定資産税等を非課税とすること

2 類相当とされていた新型コロナウイルス感染症が感染症法上 5 類に移行されましたが、施設では利用者及び職員に感染者が出ないよう、必要な物資の購入や設備投資を行い、細心の注意を払いながら運営を行っています。それでも利用率の低下など、経営環境が悪化しています。介護老人保健施設が地域の中でサービス提供を維持するためにも、介護老人保健施設に対する税制上の支援が求められます。また今後も新たな感染症が発生する恐れもあります。そこで、新型コロナウイルス感染症を含めた新興感染症対策としてなされた補助金等、寄附、設備投資等について税制措置を要望いたします。

事 業 税

5. 食事及び居住に要する費用に係る事業税非課税の明確化がされること

介護保険制度見直しの一環として、平成 17 年 10 月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 249 号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となつても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成 11 年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、

事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないよう、地方税法第72条の23第3項第4号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで(相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む)を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

固定資産税、償却資産税及び不動産取得税

6. 地域包括ケアシステム構築を担う介護老人保健施設用建物及び設備等に係る固定資産税、償却資産税及び不動産取得税の減額措置が創設されること

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築が求められています。

この地域包括ケアシステム構築において、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進が必要との観点から、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税及び不動産取得税については、一定の要件のもと減額措置が時限的に設けられています。これと同等に、地域の拠点として地域包括ケアシステム構築の一翼を担う介護老人保健施設用建物及び設備等についても、新築の際、固定資産税、償却資産税及び不動産取得税について減額措置が創設されることを要望いたします。

7. 介護老人保健施設における介護DXへの対応及び省エネルギー対策への設備投資等に係る固定資産税、償却資産税の非課税措置が創設されること

介護業界における人材不足の解消は喫緊の課題です。その解消のためにも介護DX(デジタル・トランスフォーメーション)の実現は国が推進する重要な施策であります。この施策へ対応するために介護現場では、ICT機器や介護ロボット等の導入時に大きな負担が生じています。国の推進する施策であるならば、本来その費用は全額国費とすべきと考えます。現在、地域医療介護総合確保基金等による介護ロボット・ICT機器導入の補助金が交付されていますが、その補完する施策として介護現場におけるデジタル化等に資する設備投資並びにシステム投資を支援する税制措置を要望します。

また、近年の電気・ガス等のエネルギー価格の高騰によって必要コストが上昇し、国が定める公定価格により経営する介護老人保健施設は、経営状況が大変厳しい現状があります。このような状況において、施設が行う省エネルギー効果の高い設備投資(建物附属設備、構築物、器具備品)について、固定資産税、償却資産税について非課税措置の創設を要望いたします。

以上